

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により平成16年3月30日付けで届け出られた大規模小売店舗の変更の届出について、法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成16年8月23日

京都市長 榎本頼兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北野桂店

京都市西京区川島東代町77-1

2 意見の概要

- ・ 駐車場内の水路上にある溝蓋を車が通過するたびに起こる激しい音、駐車場内の車のアイドリング音、早朝の搬入車のエンジン音、搬入中のカート音、ガードマンの声が騒音になっており改善してほしい。
- ・ 駐車場内の車及び搬入車の排気ガスに苦しんでいるため改善してほしい。

3 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成16年8月23日（月）から同年9月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項（具体的には、法第4条の規定により通商産業大臣が定めた指針）に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）